

- 「消防法の一部を改正する法律」等の施行について（例規）
（昭和49年 8 月 9 日例規第23号）

第72回通常国会において成立した「消防法の一部を改正する法律」（昭和49年法律第64号）は、本年 6 月 1 日公布され一部をのぞき同日施行されたが、これに伴い「消防法施行令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和49年政令第188号）」及び「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和49年自治省令第17号）」も同日公布施行された。

これらの法令のうち、直接警察に関係ある改正要点及び通報に関する警察庁と消防庁との申合せ事項は、次のとおりであるから、誤りのないようにされたい。

記

1 改正の要点

（１）「消防法」関係

ア 市町村長等は、政令で定める製造所等の許可等をしたときは、政令で定めるところにより都道府県公安委員会等へ通報しなければならないこととされた。

（第11条第 7 項）

イ 危険物施設において、危険物の流出その他の事故が発生して危険な状態になったとき、所有者等に応急の措置を講ずることを義務付けるとともに、警察署、消防署等への通報が義務付けられた。（第16条の 3）

（２）「危険物の規制に関する政令」関係

都道府県公安委員会等に対する許可等の通報を必要とする製造所等の範囲及び通報先が指定された。（第 7 条の 3、第 7 条の 4）

（３）「危険物の規制に関する規則」関係

都道府県公安委員会等に対し許可の通報を必要としない軽易な事項について指定された。（第 7 条の 2）

2 許可等の通報に関する警察庁と消防庁との申合せ事項

消防法第11条第 7 項（許可等の通報）は、いかなる場所に、いかなる種類・数量の危険物施設が設置されあるいは変更されたか等について、許可監督機関でない警察等も知っておく必要があるために新設された規定である。

通報様式等について、警察庁と消防庁とが協議の結果、次のとおり合意されたので、関係消防機関と緊密に連絡し、これらの通報が円滑に行われるよう配慮されたい。

（１）設置許可等の通報は、危険物の規制に関する規則

別記様式第 1 （設置許可申請書） ㊦

同様式第 1 の 2 （移送取扱所設置許可申請書）^正

同様式第 3 （変更許可申請書）^正

同様式第 3 の 2 （移送取扱所変更許可申請書）^正

同様式第 6 の 2 （種類、数量変更届出書）^正

の写をもって行うこと。

（ 2 ）通報時期については、毎月分をとりまとめ翌月末までに行うこと。

（ 3 ）昭和49年 5 月31日現在、既に許可されている施設で危険物の規制に関する政令第 7 条の 3 の規定に該当するものについては、通報義務が新設された趣旨にかんがみ、上記（ 1 ）に準じて通報すること。

なお、上記（ 1 ）に準じた通報の様式をとることが困難であるときは、次に掲げる事項を一覧表にまとめて通報すること。

ア 設置者の住所および氏名

イ 設置場所

ウ 製造所等の別

エ 危険物の類、品名および最大数量